平成２３年（再イ）第７１号
岡山市中区湊329番地21
再生債務者　森野　道浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月７日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第３２号
徳島県鳴門市撫養町立岩字六枚150番地
再生債務者　三田　芳弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月７日　　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（再イ）第２２号
福岡県飯塚市立岩1270番地１　パークコート新飯塚・立岩806号
再生債務者　坂井　慎一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月７日
福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

平成２４年（再イ）第２号
福岡県中間市太賀４丁目７番16号
再生債務者　松尾　裕次
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月７日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（再イ）第１４号
熊本県玉名市岱明町高道2943番地１
再生債務者　大渕ユカリ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月７日　熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（再イ）第５号
鹿児島県大島郡喜界町大字早町453番地
再生債務者　吉國　彦久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月７日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（再イ）第１１１号
千葉県印西市原山３丁目８番地９棟405号
再生債務者　中川　道也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月７日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（再イ）第１６号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉817番地１　イングル・ヌック203号
再生債務者　小野　　智
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月７日
長野地方裁判所佐久支部再生係

平成２３年（再イ）第３７号
徳島市北島田町１丁目６番地の10
再生債務者　安井　宏枝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月７日　　徳島地方裁判所民事部

独立行政法人物質・材料研究機構公告

平成 24 年５月 18 日　　独立行政法人物質・材料研究機構
理事長　潮田　資勝

独立行政法人物質・材料研究機構の定年制職員給与規程等の一部変更
定年制職員給与規程及びキャリア形成職員給与規程の一部を平成24年４月16日付で変更したので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第63条第２項の規定に基づき公表する。
なお、詳細については、当機構ホームページ（http://www.nims.go.jp/）により公表する。

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 11 号
計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の規定に基づき、平成24年５月１日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 24 年５月 18 日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有
1、承認番号　第Q128号
2、名称　西鉄城精電科技（江門）有限公司
3、住所　中華人民共和国廣東省江門市江海区金星路399號Ｃ棟
4、特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 12 号
計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の規定に基づき、平成24年５月２日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 24 年５月 18 日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有
1、承認番号　第Q129号
2、名称　Panasonic Manufacturing (Beijing) Co., Ltd.
3、住所　1# Tong Ji North Road, Beijing Economic & Technological Development Zone, Beijing, CHINA
4、特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

税理士証票無効公告

平成24年４月25日までに、それぞれの届出があった次の税理士証票は、事故発生の日以後は無効とする。
平成 24 年４月 25 日　　日本税理士会連合会

登録番号	氏　名	税理士証票交付番号	亡失年月日
18469	吉本　泰之	328290	23. 5.10
22925	松田　　茂	162058	24. 3.26
24591	堤　　征弥	258461	24. 4. 1
44209	廣田　和子	252033	24. 4. 6
44256	塚原　龍雄	257114	23.10.12
55678	丸目　　剛	282367	24. 4. 9
59020	洞口　直美	304048	24. 2. 2
64252	神谷　守俊	169746	24. 2. 1
68827	山岸　　貴	307639	24. 4.18
71834	中村　道雄	320064	24. 4.10
86219	東　　聡司	239377	24. 4. 6
86523	中澤省一郎	222255	24. 4. 9
87827	佐々木博之	238008	24. 3.23
92527	山根　謙二	239944	24. 4. 4
96862	玉木美津子	295490	23. 8.10
99513	山岸佳桜子	295185	24. 4.16
103319	西村　　元	315878	24. 4. 6
108381	佐藤　栄治	309984	24. 4. 9
111226	島津　輝子	304783	24. 4. 4
113908	木村弘之亮	313434	24. 4. 6
115305	野場　友純	331156	24. 3. 1
115555	平井　賢治	332018	24. 4.20
116247	岡村　宗男	321380	24. 3.10
120033	吉田実貴人	332959	24. 4. 1

税理士登録まつ消公告

税理士法（昭和26年法律第237号）第27条の規定により平成24年４月１日から平成24年４月25日までに税理士の登録をまつ消した者を次のとおり公告する。
平成 24 年４月 25 日　　日本税理士会連合会

登録番号	氏　名	まつ消の理由
3174	永江　峰夫	24. 3.28　業務廃止
8380	阿部　国博	24. 3.30　〃
10716	千住　敏夫	24. 3.31　〃
12884	佐々木一視	24. 4. 3　〃
14501	石上　哲夫	24. 3.30　〃
15684	三保　俊博	24. 3.31　〃
16037	廣谷　章吾	24. 3.26　〃
16169	小竹　一敏	24. 3.31　〃
17161	中村　　豊	24. 3.26　〃